

## はじめに・・・本委員会の位置づけと役割・・・

### 1. ‘市民参加方式’の意味と委員会の構成

- 「第四期長期計画・調整計画」(平成20年3月策定)で、「持続可能な都市の形成」を目指す主要施策項目として「クリーンセンター建替え計画の検討」が具体的に打ち出され、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(平成20年3月改定)において、「中間処理施設(つまり現クリーンセンター)の更新」と位置付けられ、「現在の敷地の継続使用の適否」、「環境負荷の少ない効率的処理システムと資源化」、「(環境問題の)普及啓発や情報発信機能の確保」が主要な検討事項に挙げられた。



- このことから、市が武蔵野クリーンセンター運営協議会(以下「運営協議会」という)の意見を聞き、平成20年6月に「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設基本構想」を策定した。しかし、新施設に関連する課題と項目の提起に留まり、その後の検討は市民参加による検討委員会に委ねられ、当委員会が設置された。



- 本市の所在する多摩地域においては、人口過密地であることからの用地の問題、日の出町に依存している最終処分場(26市町で使用)の容量不足による延命化、他市間連携の難しさなど、クリーンセンターの建て替えにあたり様々な問題を有するが、クリーンセンターは重要なインフラの一つであり、当委員会では新施設への円滑な移行を目標とした。24年前の現施設建設時とは課題の構造が違い、新たに市民の知恵と感覚を活かした議論の必要がある。



- “市民参加方式”における役割は、行政のみの視点では硬直しがちな「計画」に新鮮な空気をもたらすことにある。行政によって諮問された事項の検討を行うが、その内容に限ること無く様々な可能性の検討と提案が行われるべきである。そこでは、必ずしも実現可能性を追求されるものではなく、自由な立場での意見が交わされる。「事業」を行うのは行政であり、したがって責任を持って吟味し、最終的な決定を行うのは行政であることを明記する。

#### 【まとめ】

当委員会は、“市民参加”で行うクリーンセンターの建て替えについての検討における、『第一段階』である。行政で決定されたことを追認していくものではなく、市民の立場から必要に応じて変革を促していくためである。最終的な決定をするのは行政の責任であるが、これから始まるクリーンセンター建て替えに関しての長い議論に必要な要件を揃えるための筋道を立てる役割を持つ。

## 2. 主題の解釈と議論の進め方

- 「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設基本構想」においては、施設の処理方式、本市のごみ処理全体の中での新施設の位置づけ、整備用地などの項目が明言されず保留となっており、「新施設の整備用地」「新施設の在り方」「新施設の周辺地域のまちづくり」の3点が委員会の検討課題として提示された。基本的な検討はこの3つの項目を検討しつつも、「建て替えの必要性」「運営協議会の役割と評価」「非焼却処理の可能性」「ごみ処理全体の在り方の理想と現実」などを深く検討してきた。
- 現クリーンセンター建設時とは状況は大きく変わっており、検討すべき手順や内容はその変化に則したものでなければならない。本市の地域性やごみ行政の歩み、今日の時代状況等に起因する諸条件にも目を配り、まず「新施設の在り方」に焦点を合わせ、その成果に対応する条件からの「新施設の整備用地」の選定方法と課題整理を行い、「周辺地域のまちづくり」について武蔵野市全体から見た概念と整備用地となるべき地域に貢献するまちづくりの在り方を提案するといったプロセスを採った。
- 整備用地がどこであるに拘わらず歓迎されるに値する‘現在よりも、より安全・安心を保ち、更に新たな市民環境施設’としての在り方の提案と具体化を試みた。こうした観点から、本市のこれからの半世紀に堪え得る新施設の可能性を探って、議論を進めた。
- 本市のごみ行政のこの四半世紀に及ぶ充実は著しく、クリーンセンターを中心に極めて安定的な立場を獲得し、定着してきている。まず目指すべきは、この経路の円滑な持続と、ごみの排出・処理の質と量や、技術進歩による変化についての正確な将来予測に基づき、最も適切な内容・機能・規模を備えた都市基盤としての‘新しいクリーンセンター’のイメージを明らかにすることが最も大切である。

## 報告書の構成

- ✓ 「新施設の整備用地」「新施設の在り方」「新施設の周辺地域のまちづくり」という諮問事項を中心とするが、その内容に留まらず委員会で検討された「建て替えの必要性」「運営協議会の役割と評価」「非焼却処理の可能性」「ごみ処理全体の在り方の理想と現実」などについても提言する。
- ✓ 全市民で検討事項を共有するため、本編では核心となる内容を明快な文章で分かりやすく表現する。
- ✓ 単に焼却施設についてに留まらず、ごみ減量・非焼却を含めたごみ処理のあり方、地域のまちづくりにおけるクリーンセンターの役割・あるべき姿を方向付ける哲学を含むものとする。
- ✓ 市民意見として提出された疑問に丁寧に応えられる、十分な内容の資料編を添付し、興味のある内容について委員と同じレベルで深く理解できるよう編集する。

### 【まとめ】

**「新施設の整備用地」「新施設の在り方」「新施設の周辺地域のまちづくり」の3点が委員会の検討課題として提示されたが、建て替えの必要性、運営協議会の役割、非焼却処理の可能性など、ごみ処理全体から「新施設の在り方」を深く検討してきた。当委員会では、「新施設の在り方」のイメージを明確にすることで、これに適した「新施設の整備用地」「新施設の周辺地域のまちづくり」について検討し、示唆することとした。**

**この報告書の本文編は簡潔で結論を読み取りやすいものにし、資料編において論証を行うという形を取った。**

## ・ 検討とまとめの基本方針・・・

### (1) ‘クリーンセンター建て替え’を全ての市民が認識し、担う課題として位置づける

‘全ての市民が身近に、自分のこととしての義務と責任の下に解決に努めるべき’と認識を持つことが大切である。今回の‘(仮称)新武蔵野クリーンセンター’建設に当っては、全市民によって共有すべき‘参加と協働の哲学’を最大限貫き通さなければならない。

### (2) 「運営協議会」を中心とした現クリーンセンター建設から今日に至る経験蓄積、そして本市における廃棄物(ごみ)対策の進展と成果を継承し、将来に活かす

現クリーンセンターの建設、そして四半世紀に及ぶ運営が、本市の廃棄物行政、環境行政のレベルアップに果たした役割は計り知れない。その主役は周辺地域によるチェック機能としての「運営協議会」であり、市政との紆余曲折に富むコミュニケーションの成果である。‘(仮称)新武蔵野クリーンセンター’建設には、人的要素をはじめ蓄積された沢山のソフトを、正確にフォローし、尊重し、いかに活かしてゆくかを考える。そのため、新施設に移行しても市の責任において運営協議会方式の継続をサポートし、さらに今後の課題として運営協議会への全市的な参加のあり方、運営協議会への専門家の派遣などを検討し、操業協定書の精査を行うべきである。

### (3) ‘地球温暖化による環境負荷の軽減’をはじめ、現在の時代潮流である環境問題に積極的に対応する

‘(仮称)新武蔵野クリーンセンター’では、‘施設づくり’‘まちづくり’において、地球全体のレベルにまで及んで議論され、大きな価値観変化の潮流を生み出しつつある‘環境問題’関連の発想と具体的な技術革新に正面から取り組み、導入して行く。‘地球温暖化への環境負荷の低減’、‘可燃ごみ非焼却処理方法の研究’や4R(Refuse【発生抑制】Reduce【ごみ減量】・Reuse【再使用】・Recycle【再資源化】)の実現に貢献するさまざまな方法の選択的導入の可能性を今後も積極的に検討すべきである。

当委員会では3Rから一步踏み込み、Refuse(ごみになる要らないものを、購入しない・貰わないこと)を含んだ4Rを推進する議論となった

#### (4) ‘まちに溶け込む次世代型市民施設’としてイメージ転換を図り、周辺地域のまちづくりの核とする

現クリーンセンターは、24年間の「安全・安心」な稼働、まちの景観に配慮した施設づくりなどによって、「ごみ処理施設」の持つマイナスイメージを、ニュートラルなイメージの施設に転換したといえる。‘(仮称)新武蔵野クリーンセンター’においては、他都市の最新事例も参考にしつつ、むしろプラスの機能による付加価値を創り出し、それらをきっかけとする‘新たなまちづくりを促進する市民施設’としての在り方への視界を開く。

#### (5) ‘現クリーンセンター’から‘(仮称)新武蔵野クリーンセンター’への移行を円滑に行うため、行政によって整備用地を適切に決定し、‘施設づくり’‘まちづくり’の議論に十分な時間とコストをかける

‘(仮称)新武蔵野クリーンセンター’は、安全面、効率面、そして周辺地域のまちづくり面などについて、いずれをも保障しつつも、現クリーンセンターよりさらに市民に親しまれ、まちと共に在り、プラスを創造する高次な施設であるべきとする。‘整備用地’についての基本的な考え方は、相応のコストや困難条件を克服して新規用地を選択するか、これまでの蓄積の継承、活用を重視し、現在の市役所北エリアを選択(但し域内の土地利用の全面的見直しと地元住民への心理的な不安へのケアを前提とし、行政においても横断的な調整を求める)するという二つの選択肢から考えると想定している。今後は行政の責任において適切な整備用地を決定し、本市に相応しい、画期的な‘(仮称)新武蔵野クリーンセンター’の整備への検討を深めるべきである。

## ごみ問題と対策の長期的展望と現実的選択

### 1. 「本市における将来的ごみの予測と処理方式の全体像」について

平成 19 年度に策定した市の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」により予測された平成 29 年度の人口とごみ量によって、焼却処理の計画を立てる。約 5,000 人の人口増が見込まれるが、年間約 5,000 t のごみ減量化・資源化をする前提であり、この厳しい目標に向けて市民・事業者・行政が一体となってごみを減らしていかなければならない。現状において、安全・安定的に全てのごみを埋め立てること無く処理できる方法は、現施設が行っている焼却処理とエコセメントという組み合わせが最善である。そのため、新施設計画は焼却処理を原則とする。

#### 【まとめ】

平成 29 年度までに、約 5,000 人の人口増が見込まれるが年間約 5,000 t のごみ減量化・資源化をする前提である。この厳しい目標に向けて市民・事業者・行政が一体となってごみを減らしていかなければならない。  
新施設では焼却処理 + エコセメント化を継続するものとする。

### 2. ‘ごみ処理の将来的方向選択’ について

#### … 焼却から非焼却への可能性

可燃ごみの処理方式については、現行の焼却処理 + エコセメント化を継続するものとする。しかし、生ごみ等バイオマス資源の活用を図るため、全市に導入可能な施策を模索すべく、市民参加のパイロット事業を展開するべきである。

#### ごみ減量対策と新施設

新施設を計画するにあたり、ごみ減量が不可欠である。「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、市民・事業者・行政の協働による家庭系、事業系のさらなる減量を実現するための取り組みを推進するよう強く提言する。ごみの具体的な減量方法については、ごみ減量協議会での検討【生ごみ、容器（レジ袋）、紙の削減検討】を参考として実施すべきである。

#### 【まとめ】

生ごみ等バイオマス資源の活用を図るため、全市に導入可能な施策を模索すべく、市民参加のパイロット事業を展開する。

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、市民・事業者・行政の協働による家庭系、事業系のさらなる減量を実現するための取り組みを推進するよう強く提言する。

### 3. ' 近隣都市との広域処理 ' ' 分散配置 ' について

新施設の計画にあたっては、自区内処理の見地から本市単独施設とする。ただし、新施設稼働後、しかるべき時期（基幹整備が必要となる 15 年後など）に、広域化・分散化を含めた将来のごみ処理（ごみ量、ごみ質、生ごみの資源化など）を考える場を設ける。また、広域支援の協力体制の強化を働きかける。さらに、エコセメント事業の継続性も確認する。これらについては現時点から準備を進め、運営協議会とともに継続的な協議を進めるものとする。

#### クリーンセンター将来像の仮説

##### （1）クリーンセンター将来像の仮説\_ 《ごみ処理に終わりなし》

クリーンセンターは、20 年～30 年で更新していく施設である。また、最終的な処理機能としてのエコセメント事業も施設更新を迎える時期があり、その時期は、クリーンセンターの更新時期とは一致しない。

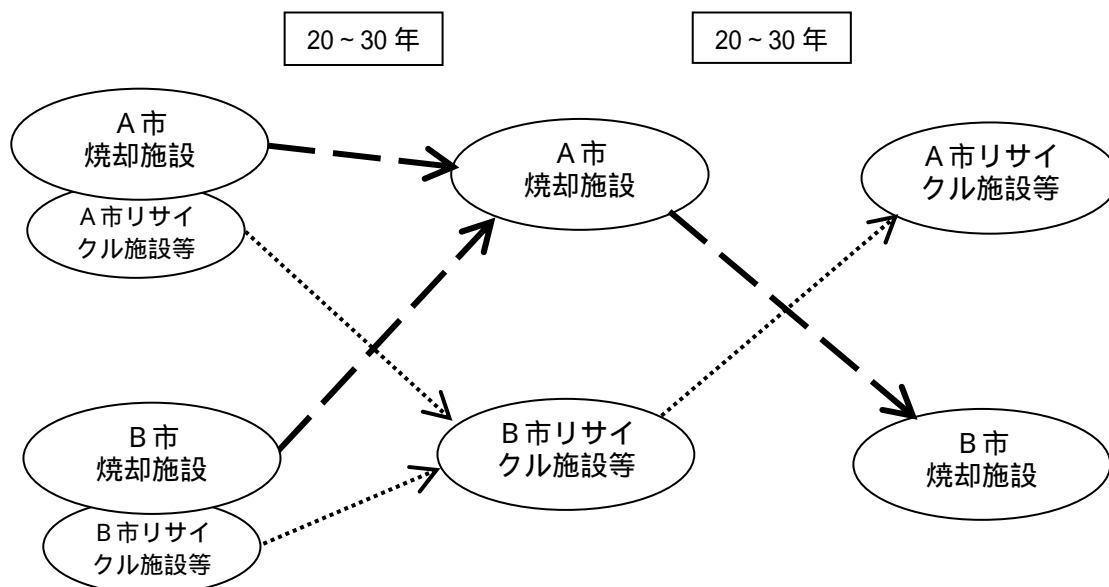
ごみの処分方法については、まだ技術開発の余地がある。また、ごみの量は、減量化対策の効果やライフスタイルの変化、省資源化（資源の枯渇）等の要因で将来一段と減ることが予想される。

これらを踏まえ、ごみ処分の方向性として大きく 2 つの方向が、考えられる。

##### 減量されたごみを効率的に処分するために広域連携による処理。

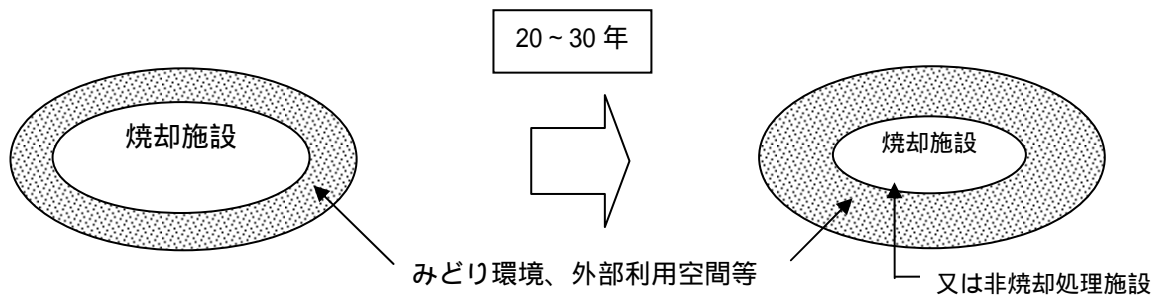
- ・今の処分施設程度の処理施設の規模は変えず、広域として総量を減らす。

広域連携で更新時期ごとに地域間で機能の交換を行う



- 減量した処分量に見合った技術の開発。小規模化した処理施設による自治体ごとの単独処理。
- ・処理場の敷地規模は変えず、規模を小さくする。

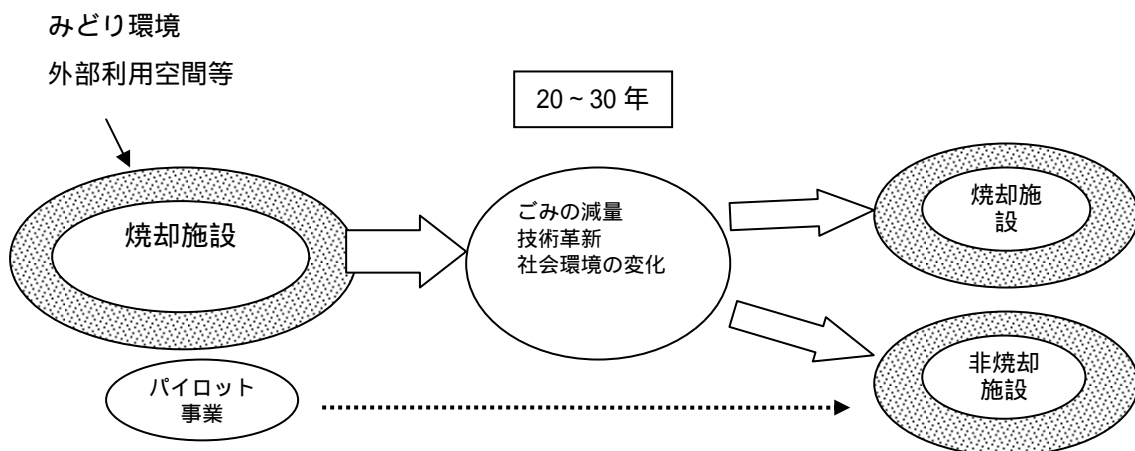
小規模化をばねにしてまちづくりへ展開



## (2) クリーンセンター将来像の仮説\_ 《ごみ処理をまちづくりに活かす》

前記の方向性をさらに広げ、市内に複数のクリーンセンター用地を設定することで、施設整備だけでなく環境の改善や、景観向上、オープンスペースの確保などを併せて行い、硬直化した地域でのまちづくりへつなげて行くことが可能である。

将来、ごみの減量、技術革新、社会環境の変化により、施設規模（敷地面積）の縮小が可能となり、分散配置も可能である。



### 【まとめ】

- 新施設の計画にあたっては、自区内処理の見地から本市単独施設とする。
- 新施設稼働後、しかるべき時期（基幹整備が必要となる15年後など）に、広域化・分散化を含めた将来のごみ処理（ごみ量、ごみ質、灰の処理、生ごみの資源化など）を考える場を設ける。
- 広域支援の協力体制の強化を働きかける。その中で、多摩地域の収集区分等の統一化を働きかける。
- エコセメント事業の継続性を確認する。



## ・新施設建て替えへの背景と必要性

平成 17 年度に実施した精密機能検査によって、建て替えの必要性が提起され、本委員会はクリーンセンター建て替えを前提として発足したが、本当に建て替えが必要なのかという議論から、新施設建て替えの必要性について検証を行った。



プラント更新（現在の建物を残し、工場設備の修繕・入れ替えによる対応）やさらなる延命化を図ることは出来ないかという検証を行った。焼却炉とボイラーの耐用年数はメンテナンスを充分に行って約 30 年である。3 炉を 2 炉ずつ使用し、1 炉を休ませる運営を行っているが、鉄製の設備としてどれだけ丁寧に使っても 35 年以上経つと耐久度が損なわれ、安全性が失われるため、安全・安定稼働の観点からボイラーと焼却炉の交換が必要となる。ボイラーや焼却炉といった主要設備を交換する場合、その他ほとんどの機械設備の交換を伴うため、メンテナンスによる対応のレベルを超え、プラント更新または建て替えでの対応となる。



現施設は周辺環境を配慮して振動・音・匂いを外に漏らさないようにするため、鉄筋コンクリート造という頑丈な建物となっていることから、大規模設備である焼却炉とボイラーを稼働しながら交換を行うことは極めて困難であり、さらに、耐震性能の増強、24 年間で変化した（プラスチックが増え、水分が少なく燃えやすくなった）ごみの成分への対応、地球温暖化対策として求められる発電設備の設置などの条件を満たすのが物理的に困難である。また、コストの面からもプラント更新は有利と言えない。以上のことから、安全・安定稼働の継続とリスク回避から建て替えが必要である。

### 【まとめ】

**安全・安定稼働の継続とリスク回避から、現クリーンセンターは平成 30 年度までの稼働とし、当該年度までに新施設の整備を進め、円滑にバトンタッチできるように計画する。**

**新施設においてはライフサイクルコストの理念を採用し、よりメンテナンスが容易で長期の使用が可能な施設設計を行うべきである。**

## ・新施設の在り方と求められる条件

### 1．将来的ごみの量と質の予測

焼却処理量：年 30,607 t

ごみ質：10,000KJ/kg（水分が少なく、燃えやすいごみの成分）

### 2．新施設の目的と役割

安全・安定的な処理の継続

まちづくりにおけるプラスの役割

埋め立てゼロの維持

### 3．新施設の基本性能と必要装置

焼却施設については、現行の 195 t/日から「120 t/日（+ ；災害廃棄物）」とする。

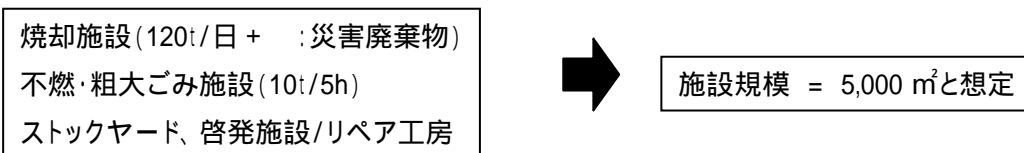
粗大・不燃ごみ処理施設（マテリアルリサイクル推進施設）は、現クリーンセンター同様設置し、処理能力を 10t/日とする。

資源化処理施設は、当面これ以上施設規模の拡大を図れない現状から、引き続き民間処理施設を活用する。ただし、収集・運搬の効率性から新施設にストックヤードを確保する。

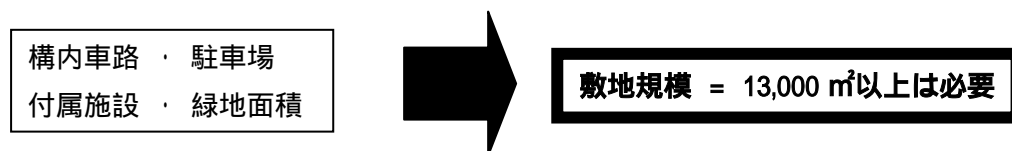
新施設には普及啓発機能・情報受発信機能を確保するとともに、リペア工房も併設する。

啓発施設は、新施設に併設するほか、吉祥寺にアンテナショップとして持つなど、分散しても良い。

### 4．新施設整備のための施設規模と条件



×



また、焼却灰輸送用トレーラーの規模から、幅員 10m以上の接道を必要とする。

### 5．地球環境・周辺環境への配慮

地球温暖化による CO2 削減のため、循環型社会形成をめざし、環境負荷の削減をテーマとした施設づくりを展開する。また、現クリーンセンター以上に景観へ配慮するとともに、厳しい環境基準を順守し、周辺環境の保全に重点を置くことにより、安全で、地域に溶け込んだ施設づくりをめざす。

## ・整備用地の候補地と適合性の比較...

### 1. 新施設の整備用地の抽出

#### (1) 整備用地の要件整理

用地候補について、現クリーンセンター用地を決定した時から、状況の変化はなく、市内においては、まとまった用地を求めにくい状況はある。このような状況を踏まえ、選定にあたっての視点として、前節『 新施設の在り方と求められる条件 4. 新施設整備のための施設規模と条件』から次の項目が挙げられる。

#### 選定にあたっての視点

面積要件による抽出

- ・新施設の整備用地として最低限必要とされる 1.3ha 以上の広さを有する用地を抽出する。  
幅員 10m 以上の現況道路または、都市計画道路によるアクセスが可能な土地。
- ・道路アクセスおよび交通渋滞、収集効率のよさは不可欠な要素。  
農地は、対象から外す
- ・市内の土地利用状況から、これ以上農地は減らすべきではない。
- ・本市の農業は都市化の波に押され、極めて厳しい環境の中に存在してきた。昨今都市農業の大切な役割は、生産面にとどまらず多機能性からも見直されてきており、将来への可能性を確かめつつ、積極的に振興を図っていくことを望まれる。(第四期長期計画調整計画/平成 20 年 3 月)

\*ただし、1.3ha 幅員 10m 以上の道路に接道 に適合する農地はない。

現在、土地利用がされている民有地は対象外とする。

\* の条件を満たす民有地は数箇所あるが、以下の理由により対象外とした。

- ・土地利用がすでになされ、民間の営利活動がされている。
- ・民有地取得には、土地買収費、家屋補償費、営業補償費等が必要であり、多額の費用がかかる。(例：土地買収費だけでも住宅地で約 30 万円 / m<sup>2</sup>、その他の地域とすると約 50 万円 / m<sup>2</sup>と仮定すると、最低面積 13,000 m<sup>2</sup>の買収には住宅地で約 39 億円、その他の地域で約 65 億円となる。ここに家屋補償費、営業補償費等が加わる。)
- ・用地買収には、合意形成までに時間がかかる。

~ から「大規模公共公益施設」を抽出する

P. 12

(仮称)新武蔵野クリーンセンターの機能に加え、環境のキーワードで連担できる土地(または施設)が隣接していること

- ・施設 1.3ha + 地 (1 ~ 1.5ha) = 2.3 ~ 2.8ha

~ から「将来の可能性のある都市計画施設」を抽出する

P. 13

## **(2) 選定にあたっての視点 ～ から「大規模公共公益施設」を抽出する**

本市は人口密度全国第2位に位置するほど著しい都市化が進んでいる。土地利用は7割超の住宅地と3駅の商業圏などからなっており、農地は3%に過ぎない。その中でも、前ページ～の条件から「大規模公共公益施設」が確保されているところは、3つの都立公園、2つの都立高校、5つの市立小・中学校、境浄水場、市役所・むさしの市民公園エリア、陸上競技場・総合体育館・市営プールエリア、市役所北エリア（現クリーンセンター・運動施設・緑町コミセンを含む街区）と14ヶ所に限られ、以下の課題がある。

- ・ 都立公園は都の方針（公園を含む緑の増量）として清掃工場の建設を認めないとしている。
- ・ 少子化の進行により学校の統廃合が行われる可能性は無いと言い切れないとしても、現在使用されている学校を10年以内に稼動が必要とされる（仮称）新クリーンセンターの用地として選択することは出来ない。
- ・ 既存公共施設を解体して（仮称）新武蔵野クリーンセンターの建設を行うことはコスト・代替地の確保などの面から困難である。

以上の土地利用の状況から、現在の市役所北エリア（現クリーンセンター・運動施設・緑町コミセンを含む街区）が現実的であると考えます。ただし、「新クリーンセンターの機能に加え、環境のキーワードで連担できる土地（または施設）が隣接していること」の条件を加味した上で、域内の土地利用の全面的見直しと地元住民への心理的な不安のケアを前提とし、行政においても横断的な調整（庁内プロジェクトチームの設置等）を求めます。

### (3) 選定にあたっての視点 ~ から「将来の可能性のある都市計画施設」を抽出する

#### クリーンセンターと公園等を一体化した施設を想定した整備用地の提案

##### (選定にあたっての視点 ~ の条件)

クリーンセンターと公園等を一体化した施設を想定した整備用地で考えていくと、現クリーンセンター・野球場エリアは、街区で3.4haあり、土壌や生育環境など土地のポテンシャルが高く、みどりが豊かに育っていることから適している。

それ以外の整備用地として考えられるのが、3つの都立公園となるが、すでに供用開始されている都市計画公園に、新たに清掃施設を計画するのは不可能と考えられる。

それでは、これ以上の整備用地を選定するとすれば、昭和16年に都市計画公園として都市計画決定し、未だに事業決定されない「境公園」がある。このエリアは、農地や最近整備された農業公園があり、公園と清掃施設としての融合した都市計画を再計画すれば可能であることから本市の公園緑地の考え方を含め、長期計画等で検討するように提案する。

ただし、現状、住宅が建ち並んでおり、今後10年以内に(仮称)新武蔵野クリーンセンターを稼働させるとなると時間的な課題がある。

#### 【まとめ】

整備用地候補について、現クリーンセンター用地を決定した時から、状況の変化はなく、市内においては、まとまった用地を求めにくい状況にある。このような状況を踏まえ、選定にあたっての視点から、整備用地の要件を満たす大規模公共公益施設は14ヶ所に過ぎない。その他に候補地を求めるとなると、昭和16年から未だ都市計画決定段階の「境公園」がある。住宅が建ち並んでいる現状から可能性は難しいが、クリーンセンターと公園等を一体化した施設を想定した整備用地としてクリーンセンターの将来の可能性を含めて長期計画等で検討する余地があると考え。なお、現状の土地利用の状況から適する整備用地としては、これまでの蓄積の継承、活用を重視し、「現在の市役所北エリア(但し域内の土地利用の全面的見直しと地元住民への心理的な不安のケアを前提とし、行政においても横断的な調整を求める)」が現実的であると考え、当委員会としてはこれらの提案を検討材料とし、行政の賢明な判断に期待する。

## 1. 施設立地周辺地区のまちづくりと整備（概念）

### （1）‘まちに溶け込む次世代型市民施設’としてイメージ転換を図り、周辺地域のまちづくりの核とする

主に焼却設備、搬送ルート等をめぐっては、現クリーンセンター整備の時代、そして現在もなお、その近接立地に関して安全・安心に対する心理的な不安が残っていることは否定できない。しかし、本市におけるこれまでの経緯は、そうしたマイナス面を一貫して可能な限り小さくする努力の歴史であり、またこの施設にとっては今後もリスク管理への細心の配慮こそが、一体となった必須の仕事となるということは十分に合意されているとして良い。こうした意味から、他都市の最新事例も参考にしつつ、こうした施設のイメージ転換を図り、むしろプラスの機能による付加価値を創り出し、それらをきっかけとする‘新たなまちづくりを促進する市民施設’としての在り方への視界を開く時期にきていると考えられる。

### （2）次世代型都市施設としての要件

現代の清掃工場において、外観を様々なデザインで工夫をして、清掃工場には見えないように隠している建築が多い。旧来の「迷惑施設」としてのイメージから脱却し、まちに溶け込む施設というのが、現代における清掃工場の姿だと考えられる。そこにあるのは「隠す」という思想であり、現クリーンセンターが、まさにこのイメージである。

次世代型都市施設としての清掃工場においては、自らがまちづくりの中核を担い、「地域にあってもいい施設」から「地域にあって欲しい施設」とし、足を運びたくなる施設であることが求められている。リペア工房やフリーマーケットなどをはじめとして、環境というテーマから通じるコミュニケーションを生み出す施設づくりがあるべきである。

そのためには、まちに対して開かれたものでなければならない。現代の都市に必要な施設として、外部は意図的に工場をそのまま表現し、都市施設としての価値を高めるのも一つの方法である。塀や垣根を取り払い、だれでも自由に散策でき、四季を感じられるものにするのもまた、一つの方法である。つまり、どのように「見せる」かが問われてくる。

### (3) 周辺環境とまちづくり

#### 周辺環境とまちづくり

現在の武蔵野クリーンセンターは建物及び煙突の高さを抑え、圧迫感のない施設とし、鉄筋コンクリート造タイル張りとした上で周囲を樹木で囲うなど、周辺環境に配慮した外部への影響を可能な限り抑える思想で建設されている。新施設では、このよい点を踏襲しながら、市民が施設を利用することでごみや環境への関心・理解を深め、地域の活性化や福祉の増進までを含めた開かれた施設づくり、まちづくりのため、必要な施策を検討していく必要がある。

また、ビオトープなどを設置する際に関心のある子供たちにも入ってもらって調査、研究、企画まで最初から参加させ、共につくることによって愛着が沸くようにするなど、様々な分野を市民参加で進めるなどの工夫を積極的に取り入れるべき。

#### 環境保全とまちづくり

- ・都市マスタープランにおける「めざすべき都市像」は、「環境共生・生活文化創造都市むさしの」である。クリーンセンターもこの理念に合致しており、「市民環境施設」とした都市施設をめざす。
- ・現クリーンセンターは、都市施設（ごみ焼却場・熱供給施設）として都市計画決定されている。新施設においても、都市施設として都市計画上の位置づけを明確にする。
- ・現クリーンセンターは建設当時としては画期的な自主基準を設け、その後もダイオキシン類対策の改修を行うなど、逐次周辺環境の保全につとめてきた。新施設においても、現施設よりさらに厳しい、適切な自主基準を周辺住民と共に設定し、安全な運営を継続すべきとする。

#### 周辺地域と新施設

- ・新施設は、周辺地域に還元できる施設づくりをめざす。現在の「閉ざされた施設」から、市民に対して「開かれた施設」とし、誰でも利用可能かつ利用したくなる機能を併せ持ち、地域を活性化するコミュニケーションの場とする。

#### 都市防災と新施設

- ・新施設は、市の定める災害時の重要施設としての耐震基準（耐震性能係数 1.25）を確保し、災害時に施設機能を損なわない施設づくりをする。その上で、災害時に発生するごみに対し、迅速に処理できるように能力を付加させる。

#### (4) クリーンセンターとまちづくりの提案

##### 「クリーンセンターと公園等を一体化した施設として整備する場合の公園のあり方について」

###### 環境を考える核としての位置づけ

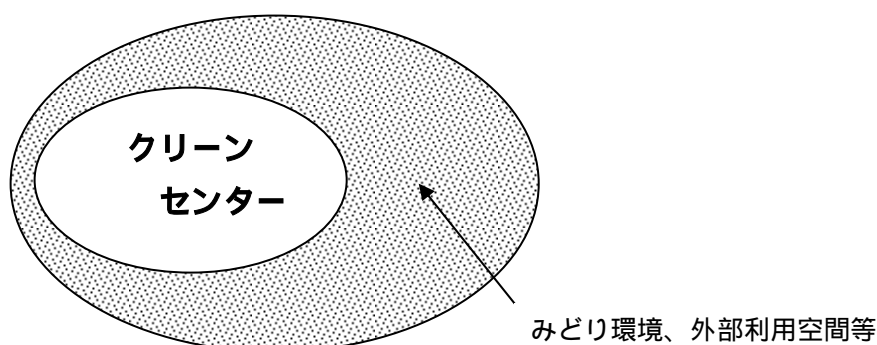
- ・クリーンセンターは緑と一体化したものでなければならない。
- ・クリーンセンター及びその周辺は、立地する地域の環境を豊かにする拠点として位置付ける。
- ・クリーンセンター及びその周辺の環境は、利用の自由度が高く、開かれた施設とする。
- ・ほぼ全域で土地のポテンシャルが高い武蔵野市では、屋上緑化・壁面緑化等に頼らない平地の緑化を基本とする。ただし、環境に配慮した施設づくり（例：緑化による圧迫感の軽減、植物による環境影響への感知...）として、平地の緑化と併せて屋上緑化・壁面緑化等も積極的に取り入れる。

土地ポテンシャルとは、緑化植物の生育に必要な土壌や日照などの自然条件、風や大気汚染などの生育阻害要因の有無。

###### 先進事例から学ぶもの

- ・ごみ焼却施設と周辺のみどりは、単なる緩衝（閉鎖された）緑地ではなく、市民が利用できるオープンなみどりとして機能するよう配慮すべきである。
- ・先進事例では、屋上緑化・壁面緑化等を使った緑化が使われていることが多い。他の焼却施設は、土地のポテンシャルの低いところに立地することが多く、植物の生育は総じてよくないため、屋上緑化・壁面緑化等で補っているという印象もあるが、環境への配慮の面から、屋上緑化・壁面緑化も積極的に取り入れるべきである。

##### クリーンセンターと公園等を一体化した施設とするイメージ図





## 2. 市役所北エリア（現施設・運動施設・緑町コミセンを含む街区）におけるまちづくりの提案

### （1）市役所北エリアでのまちづくりにおける課題整理

現状の市役所北エリアにおいて、さらによいまちづくりをするため、域内の土地利用の全面的見直しを含めて課題を整理する。

- （1）クリーンセンター街区内に野球場・庭球場・緑町コミュニティセンターがあり、合わせて3.4haある。
- （2）クリーンセンターは、地下を利用し、建物の高さを下げ、外壁は市役所と同色の茶系のタイル張りとし、塀を造らず周囲をグリーンモールで囲い、周囲の環境を配慮した工夫をしている。
- （3）クリーンセンター街区内は、土壌や生育環境など土地のポテンシャルが高く、みどりが豊かに育っている。
- （4）北側住民はこのエリア（クリーンセンターと隣接運動施設）を通り抜けることができない。
- （5）運動施設では、地域及びクリーンセンターと一体となったイベントを行ったことがない。
- （6）クリーンセンターの周辺は、一大スポーツエリアであるが、都市公園ではなく、緑地の比率は、運動公園に比べ低い。
- （7）クリーンセンター街区内北側に野球場・庭球場が配置されている。現クリーンセンター建設以前より運動施設と整備されており、野球場と庭球場が残った形であるが、地元からは、季節によって砂ぼこりが酷く、また、特定の人利用は、地元還元になっていないとの声がある。
- （8）クラブハウスが単独施設になっており、位置づけが明確でない。
- （9）体育館の駐車場が足りないため、休日には路上駐車が多数。
- （10）緑町コミュニティセンターが街区北西の角にある。コミュニティセンターとしては小規模であり、また、緑町地区としては北端に位置しているため、「使いにくい」という声もある。
- （11）街区内は十分な空間があり、周辺への日照、通風を確保している。しかし、クリーンセンターと北側運動施設の間に仕切りがあり、分断しており、また、街区内の一体感がない。
- （12）クリーンセンター街区北側に位置する緑町3丁目は、クリーンセンター街区に遮られ緑町1・2丁目と分断している。
- （13）民間研究所の東面、北面に歩道がなく、危険であり、また、まちとしての一体感が無いとの地元の声がある。ただし、平成10年に今まであったコンクリート塀が接道緑化として改修され、景観上相当改善された。

## (2) 現状課題の整理から、まちづくりの提案

これらの市役所北エリア（現施設・運動施設・緑町コミセンを含む街区）の現状から、より豊かな住環境を創るまちづくりの例としては、以下のようなことが挙げられる。

現施設敷地内の一定エリアを安全に行き来できるようにする。その上で、現施設敷地内と運動施設の間に垣根を造らず、市役所側から北側に抜けられる緑の遊歩道を設置することにより、緑町3丁目と1・2丁目の往来を容易にする。

市役所北エリア街区の西側をセットバックし、民間研究所側に歩道を造り、市役所北エリア側の歩道も広く安全なものにする。

テニスコートもしくは野球場の地下を駐車場やストックヤードなどとして利用し、緑地として利用できる地上空間を増やす。

現施設敷地内にコミュニティセンターを建設し、現在の緑町コミュニティセンターよりも緑町の1・2丁目に近づけることにより緑町1・2丁目からも近いものとし、地域内での交流を盛んにする。また、広く利用しやすい、人の集まる場所とし、地域の活性化を図る。ムーブスのルートを使いやすいものにし、タクシー乗り場を併設するなど交通の便を良くする。

野球場を地域でのイベントなどで開放したり、一定の時間は子供たちの遊び場として開放したりするなどにより、より多くの人々が利用でき、地域に必要な空間とする。

### 【まとめ】

‘（仮称）新クリーンセンター’を中心とした周辺地域のまちづくりに対して抽出される課題を整理し、その解決を図るまちづくりのアプローチを取る。

